

州大中正の制に関する諸問題

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2244520>

出版情報 : 史淵. 94, pp.33-67, 1965-03-15. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

州大中正の制に関する諸問題

越智重明

はしがり

魏の嘉平元年ごろ司馬懿によつて設けられた州大中正の制は、以後科挙の制の出現まで選挙制度の中核をなした。こうした州大中正の制に関しては周知のように諸先学の輝やかしい数多くの研究がある。⁽¹⁾しかし、さらに新しい観点から再検討できる余地が残されている局面もあり、また旧来考察のあまり進んでいない局面もある。本稿はそれらのうちの若干を論じようとするものである。

一 郷品の制の出現

本節は州大中正の制の一環として郷品の制が生じたことを論述する。

まず州大中正の制出現前、九品の制のなかに郷品の制が存在しなかつたと考えられることについてであるが、太平御覽卷二百六十五 職官部六十三中正の項に、

晋宣帝除九品州置大中正議曰、案九品之状、諸中正既未能料究人才。以為、可除九州、^(ママ)制置大中正。

とある。この「九品」という選挙制度は、普通九品の制と称されるが、後漢極末延康元年（黄初元年と同年）に設けられた

ものである。九品（の制）という名称はもともと官職を九品等に分け、それに応じた選挙をすることで名づけられたものであろう。「晋宣帝」は司馬懿を指す。「除九品州置大中正」は旧来の郡中正を中心とする九品という選挙制度を除いて新たに（州を対象に大中正を置き、その）州大中正を中心とする選挙制度を設ける、といった意味と解される。「除九州制置大中正」は文字に誤りがあるが、もとは右と同じ内容をもつ表現であつたとすべきである。右の太平御覽の記事では旧来の九品の制において、（吏部尚書の行ふ人事にあたり）官僚としての「資格」が中正の与える状で定められたこと、あるいは官僚としての「資格」のなかで最も重要なものが状であつたことが物語られている。ここでは郷品が全く問題とされていない。（州大中正の制は右の議が出されてからのち、あまり遠くない時期に司馬懿によつて設けられたわけである。）

ところで、卷四十五晋書劉毅伝に、州大中正存在時のこととして、

毅以為、魏立九品、權時之制。未見得人、而有八損。乃上疏曰、：凡所以立品設狀者、求人才、以理物也。：今品不狀才能之所宜。而以九等為例。以品取人、或非才能之所長。以狀取人、則為本品之所限。若狀得其美、猶品狀相妨。繫繫選舉、使不得精於才宜。云云。

とある。ここに見える「品」（「魏立九品」の「品」を除く）は明かに郷品のことである。この記事は中正の与えた郷品と状とが、吏部尚書の行ふ人事にともに重要性をもち、それだけに郷品と状とが往々相妨げる結果となつたことを示している。

かくて、州大中正の制出現時郷品の制がその一環として出現したとすべく、州大中正の制出現時以前郷品の制の存在はこれを想定しがたい、ということにならう。

なお、郷品、状に關し、州大中正の制出現前から郷品の制は存在していたが、ここでは状のもつ意義が大きくそれだけに郷品を影の薄いものとしていた。のち州大中正の制出現とともに状の内容が改変され、それにもなつて郷品が大きく

表面に浮び上つた、という想像も一応不可能ではない。しかし、州大中正の制の出現によつて状の内容に変化が生じたとは想定しがたい。魏志^{卷一}常林伝の注に、州大中正の制出現以前のものとして、

(馮翊郡中正王) 嘉敍(吉) 茂、雖在上第、而状甚下。云、德優能少。温愠曰、痛乎。我効汝父子、冠幘劫人邪。

とある。ここに状の内容を示すものとして「德優能少」という表現があげられているが、それを州大中正の制出現以後のものとして、後引のように晋書孫楚伝に「天才英博、亮拔不羣」とあるのと対比した際、両者に内容上大きい変化があつたことは考えがたい。このように見てくるとさきの想像は現実性をもたないと思すべきであらう。

さて、魏書^{卷六}十六崔亮伝に、郷品と状とが存在した時代のこととして、

(前略) (吏部尚書崔) 亮答書曰、……吾兼正六為吏部郎、三為尚書。銓衡所宜、頗知之矣。但古今不同。時宜須異。何者、昔有中正、品其才第、上之尚書。尚書執状量人、授職。此乃与天下羣賢、共爵人也。吾謂、當爾之時、無遺才、無濫莘矣。而汝猶云十收六七。況今日之選、專歸尚書。以一人之鑒照、察天下。劉毅所云、一吏部兩郎中、而欲究竟人物。何異以管闕天、而求其博哉。云云。

とある。崔亮のいう「昔」は尚書が専ら中正の状によつて官を授けるといふ形態が存していたときを指す。(この書においては「昔」中正が才第を品等分けしたものが状である、とされよう。) いままで見てきたところとあわせ考えると、それが州大中正の制出現以前のことを指しているのは自ら明かであらう。なお、ここに劉毅なる人物が見えている。この劉毅が(尚書省の)一吏部、兩郎中で天下の人物を究めようとしている、といった時代が、選挙の権が専ら尚書に帰している「今日」と同じ選挙体制の時代であつて、崔亮のいう「昔」に含まれていないのは疑うべくもない。ところで、前引の晋書劉毅伝では、劉毅が州大中正の存在した時代のこととして、吏部尚書が郷品と状とで人をとるとしている。そうするとさきの劉毅とこの劉毅とが同一人物であることは殆んど間違いない、(少なくともいま見た限りに於いて同一人物であつても不思議では

ない）とされるのではなからうか。

なお、太平御覽卷二百六十五職官部六十三中正の項に、

傅子曰、魏司空陳群始立九品之制。郡置中正、平次人才之高下、各為輩目。州置都而摠其議。

とある。「目」は状のことと考えられる。すなわち、晋書卷五十六孫楚伝に、

初楚与同郡王濟、友善。濟為本州大中正。訪問銓邑人品状、至楚。濟曰、此人非卿所能目。吾自為之。乃状楚曰、天才英博、亮拔不羣。

とある。これは州大中正の制存在時のことであるが、それにしても、広く六朝の選舉制度において状と目が同一であることを示唆しているとしてよからう。⁵輩は対象となる人物と匹敵する人物のことである。この記事をいままでの考察と関連づけて検討してみよう。この記事を一見してまず眼につくのは、そこに史実と違う特殊な記載があることである。すなわち、陳羣が九品の制を始めたのは事実であるが、しかしその時期は彼が司空になるよりもまえである。また、州都は州大中正と同一のものであるが、この記事ではあかも陳羣が司空のときそれが置かれたかの如き書きぶりをしてしている。しかし州に州都が置かれたのは九品の制が始まってから約三十年たつてのことである。（州大中正の制が出現したとき、陳羣はすでに死亡している。）こうした史実と違う記載ぶりから、この記事は六朝の文章の一つの様式を踏んだもので、官職、制度などについて、それよりもちのいろいろな状態を、問題とする時点に投影しているものとすべきであろう。⁶つまり、この記事は陳羣が九品の制を始めて建てたということとを述べたものであるが、その際陳羣の九品の制創始時以降の官職や州大中正の実態を投影しているとすべきなのである。ただし、州大中正の制が生じて以後、中正が官僚たる「資格」を与えるにあたり輩、目¹¹状だけを与えることはない。従つて、右の傅子の記述は、（郡）中正が輩、目（だけ）を与えるという点に関しては、史実通りの正確なものとされよう。⁶

つぎに州大中正の制出現時(以後) 州大中正の制の一環として郷品の制が存したことに付いてであるが、周知のように、州大中正は郷党の「輿論」を採つて郷品を与える(べきであつた)。宮崎市定氏の明かにされたように、郷品と起家の官品とは対応する。郷品一品、二品をえたものはそれぞれ第五品官、第六品官に起家し、郷品三品、四品、五品をえたものはそれぞれ第七品官、第八品官、第九品官に起家し、郷品六品、七品、八品、九品をえたものは流外官に起家する。こうした郷品はそれぞれの官僚としてのコトスをその生涯にわたつて規制する。吏部尚書の人事は郷品の範圍内で状、輩などをあわせ考へて行われるわけである。⁽⁸⁾

ここで郷品の制出現の歴史的背景を瞥見しておこう。州大中正の制は、司馬懿と曹爽との対立、司馬懿による曹爽討滅の過程に司馬懿によつてその出現が推進されたものである。魏の嘉平元年、司馬懿がクーデターを起して曹爽を倒す直前を問題とすると、司馬懿のもつ公的な軍事力は、制度上大將軍たる曹爽の支配下にあつたと推定される。また司馬懿は典農部屯田(いわゆる民屯田)を自らの権勢の基盤となしえていない。そうすると司馬懿がその権勢を最強のものとする方法は、何らかの形で武力に訴へて曹爽勢力を討滅するか、それとも何らかの形で全国の士人層を糾合しその「力」を基礎にして曹爽勢力に対決するかしかなかつたとされよう。その際まず現われたのが司馬懿による州大中正の制出現の推進である。州大中正の制の骨格はすでに彼と曹爽との対立時彼によつて造られていたと考へて誤りなからうが、そうしたものであるだけに州大中正の制なりそれを中核とする新選挙制度(としての新しい九品の制)なりは、かつての九品の制とは非常に異つたものとなつた。すなわち、旧来の九品の制は官僚の地位をそれぞれの郷里(郡国)における声望、豪族的勢力といったものに相応せしめようとしているが、州大中正の制なりそれを中核とする新選挙制度(としての新しい九品の制)なりは、それを肯定すると同時に、新しく郷品の制を通じて全国の最上級の士人層とそれより下のものとの截然とした區別をつけ、当時における最上級の士人層に官僚としての特権的地位を世襲的に保証しようとする傾向を強くしているの

である。やや具体的にいえば、最上級の士人層に郷品一、二品を与え、それに続く士人層に郷品三、四、五品を与え、さらにその下にある士人層に郷品六、七、八、九品を与え、それぞれの郷品に応じた起家をさせると同時に、一州内の郷品二品以上の層の意向にそつて州大中正を選出し、また州大中正と新たにそのもとに入つた郡中正とを、ともに郷品二品以上のものが就くべく定めているのである。こうした大勢下にあつて州大中正が最上級士人層の官僚としての利害の代表的性格を強め、その官僚としての特権的地位を世襲的に保証すべく機能したのはいうまでもない。

ところで、晋書^{卷四十六}劉頌伝に劉頌の上疏をのせている。そのなかに、

自嘉平之初、晋祚始基、逮于咸熙之末、其間累年雖鉄鉞屢斷、翦除凶醜、然其存者、咸蒙遭時之恩、不軌於法。泰始之初、陛下踐阼。其所服乘、皆先代功臣之胤、非其子孫、則其曾玄。古人有言、膏梁之性難正。故曰、時遇叔世。当此之秋、天地之位始定、四海洗心。整綱之会也。然陛下猶以、用才因宜。法寬有由、積之在素。異於漢魏之先、三祖崛起、易朝之為。未可一旦直繩御下。誠時宜也。云云。

とある。右の記事から、魏の嘉平の初め以後（魏の最後の年号たる）咸熙の末までの間、司馬氏のために力を尽し司馬氏受禪の地がためをしたものが、当時の「膏梁」たる人々であつたのを窺うことができよう。州大中正の制下、膏梁という語は往々寒素と対比して用いられる。通典^{卷十}選舉二歴代制中の項に、

（天監）七年、州置州重、郡置郡崇、郷置郷豪。各一人。專典搜薦。無復膏梁寒素之隔。

とあるのはその一例である。この際の膏梁は、通常郷品三品以下の層を指す寒素と対比したものととして、ほぼ郷品一品、二品の層を指しているとすべきである。劉頌の上疏の膏梁もほぼ郷品一品、二品の層を指しているとしてよからう。そうすると、嘉平の初めに晋の司馬氏の覇業の第一歩が確立したという際、嘉平元年正月司馬懿が曹爽勢力をたおしたことから、司馬懿が曹爽をたおした直後ごろ州大中正の制を設けて司馬氏と郷品一品、二品の層との結びつきを鞏固にし

たということが大きい地位を占めているとして大過なからう。

こうした考察に關連して無視できぬ重要性をもつのは、前引のように太平御覽職官部六十三中正の項に、

晉宣帝除九品州置大中正議曰、案九品之狀、諸中正既未能料究人才。以為、可除九州、制置大中正。

とある記事である。州大中正の制が出現して以後、一般にその出現は旧来の九品（の制）に一つの改変を与えたぐらいいしか理解されていない。前引の太平御覽職官部六十三中正の項の傳子の記述はそうした観点にたつている。つまり、州に大中正を置くことは旧来の九品（の制）の展開として理解されているのである。形式的にいえばそれは確かにその通りである。州に大中正が置かれたにしても、中央にあつてその選挙を総括するのが尚書省と司徒府とであつたのに変りはない。

郡に中正が置かれることにも変りはない。最も變つたことといえば新たに郷品の制が設けられたことであろうが、それでも形式的には旧来の狀、輩の制に附加されたものとして差支えないのである。それにもかかわらず司馬懿が州に大中正を設ける制度をあえて九品を除く、つまり旧来の九品（の制）をとりぞく、という風に表現しているわけであるが、それは、司馬懿の理解において、州大中正の制が内容的に旧来の九品（の制）を全く変えてしまうほどのものであつたのを示唆しているとされよう。州大中正の制は司馬懿の意圖通りに設けられ運営されたと考へて殆んど間違いなからうが、その内容を重視した際司馬懿の右の表現は十分に納得できるのである。⁹⁾（現在我が国では、右の古い九品の制と新しい九品の制とをあわせて、普通九品官人法とか九品中正とかいつている。）

（以下、本稿では郷品一、二品をえて第五、第六品官に起家すべきものを甲族層といい、郷品三、四、五品をえて第六、七、八、九品官に起家すべきものを次門層といい、郷品六、七、八、九品をえて流外官に起家すべきものを後門層といい、無郷品の良民たる庶を三五門層という。）

二 三五門層（の一部）の官界進出と州大中正の制

州大中正の制は家格の固定化をもたらしたが、南朝に入ると家格の固定化のなかで最下層の良民たる三五門層（のうちの一部富裕なもの）が彼らよりも上級の階層の就くべき品官に就官することが盛んとなつた。これは結果的に州大中正の旧来の権限の縮少をまねくことになる。本節は一応時代を梁初、天監七年の官制改革の直前までに限り、三五門層の品官進出がどのような形で州大中正の権限の縮少をまねいたかを検討する。

制度上三五門層が官界に進出する際、大きく分けて三つの方法があつた。その一は敕吏となる方法であり、その二は命議によつて品官となる方法であり、その三は軍勲をたてて吏部尚書から品官を授けられる方法であつた。まず敕吏になる方法であるが、これは各官界の長官が（中正、吏部には関係なく）自らの意思だけで三五門層を任用するものである。おそくとも南朝に入ると一部特定の敕吏は下級品官（に準じたもの）となつてはいるが、その検討は別稿に譲ることとする。

つぎに命議による場合であるが、晋書^{卷六}十四会稽文孝王道子伝に、東晋時代のこととして、
于時朝政既紊。左衛領衛將軍會稽許榮上疏曰、今台府局吏直衛武官及僕隸婢兒、取母之姓者、本臧獲之徒。無鄉邑品第。皆得命議、用為郡守県令、並帶職在內。云云。

とある。ここに郷品のないものが命議によつて品官となつたことが示されている。こうした命議の「手続き」を物語るものとしては、南齊書^{卷四}十竟陵文宣王子良伝に、

子良密啓曰：：如聞、命議所出、先諮於都。都既下意、然後付郎、謹写関行。愚謂、郎官尤宜推挾。云云。

とあるのがあげられる。この啓は尚書省の命議に関するものである。この起案者は郎（官）の上級官となるが、それに該当するものとしては、（長官たる）尚書令、（次官たる）尚書僕射、左右丞、諸尚書がある。ところで、晋書^{卷六}十二劉輿伝に、

（東海王）越既総録。以輿為上佐。賓客滿筵、文案盈机。遠近書記、日有数千。終日不倦。或以夜繼之。皆人人懼暢、莫不悅附。命議如流、酬對款備。時人服其能、比之陳遵。

とある。「命議如流」は太傅を以て尚書の事を録していた東海王越のもとにあつて、その（次官の一人たる）左長史劉演が所管事項について起案しそれを越の承認をえて発令する間の処理が、主として劉演の有能さによつて流れるが如くであつたのを指しているとすべきである。この記事は命議の起案者が次官であつたことを示している。また、宋書^{卷六}十四何承天伝に、

太尉江夏王義恭、歲給資費、錢三千万、布五万匹、米七万斛。義恭素奢侈、用常不充。（元嘉）二十一年、逆就尚書、換明年資費。而旧制、出錢二十万、布五百匹以上、竝應奏聞。（尚書左丞謝）元輒命議、以錢二百万、給太尉。事發覺。元乃使令史取僕射孟顛命。元時新除太尉諮議參軍。未拜。為（御史中丞何）承天所紀。上大怒、遣元長婦田里、禁錮終身。云云。

とある。「資費」は尚書省で定めた予算のことであろう。^⑩宋の尚書左丞は何ら財政に関することを掌つていない。それを掌つているのは尚書右丞である。蓋し右は尚書右丞謝元が起案者となつて江夏王義恭に錢を給することとし、尚書令の承認をえて（担当の）郎をして事を行わしめたが、実際に支給した金額はそうした命議という形で支出できる額をこえていた。そのことが發覺したので謝元が（罪を他人にすりつけるため、あるいはその行為をなんらかの形で正当化するため、）尚書僕射の命によつてそれを行つたと偽らうとしたのを示している、と考へてはほ大した誤りはなからう。何れにしてもこの際命議の起案者が尚書右丞であつたことは間違ひなからう。このように見てくると、竟陵王子良の啓に見える「都」は自ら（長官たる）尚書令とならう。なお、宋書^{卷五}十三庾炳之伝に、何尚之が庾炳之のあやまちについて上言したものをのせている。そのなかに、

大都為人、好率懷行事。有諸紘紘、不悉可曉。

とある。この「大都」が尚書省の「長官」たる録尚書事江夏王義恭を指しているのは殆んど疑うべくもない。かくて、

（狹義の）命議は尚書省でいえば僕射、左右丞、諸尚書がそれぞれの所管事項について起案者となり、（長官たる）尚書令の承認をえて郎をして行わしめたものということになろう。

ところで、宋書卷三武帝紀下永初元年閏月の条に、

辛丑、詔曰、主者処案、雖多所諮詳、若衆官命議、宜令明審。自頃、或綵稱參詳、於文漫略。自今有厝意者、皆当指名其人所見不同、依旧繼啓。

とある。ここに見える「衆官命議」は一応「參詳」をともなうとされようが、宋書^{卷十}礼志二を見ると、

元嘉二十三年七月、白衣領御史中丞何承天奏、尚書刺、海塩公主所生母蔣美人喪。海塩公主先離婚。今応成服。撰儀注、參詳、宜下二学礼官博士、議公主所服輕重。云云。

とある。これをあわせ考えると、さきの衆官命議は、命議発效までの過程において（狹義の命議においては関与しない筈の）有識者やそれに関連をもつものなどの意見を徴した命議を指すとしてよからう。（二学礼官博士は尚書者の所管でない。従つて右の參詳の例では、問題の生じた官衙以外の官衙に属するものの意見を徴したことになるが、恐らく問題の生じた官衙に属するものの意見を徴したこともあつたであらう。）

なお、いままでとりあげた命議の命は本来「おきて」という意味であり、命議は「おきてを議すること」という意味であるが、こうした命議と基底を同じくするものとして命議親奏がある。すなわち、南齊書^{卷三}謝超宗伝に尚書左丞王邃之の奏をのせているが、そのなかに、

又彈事旧体、品第不簡、而豐戾殊常者、皆命議親奏、以彰深警言。

とある。この「品第不簡」は、その罪惡がそのものの品第（郷品の程度）を簡奏に入れるほどでないことを意味する。つまり、その際の奏彈は白簡を奉ずる形をとるわけである。なお、この命議親奏においても「命議」者が一人であることと複

数であることある。¹¹⁾

いま南史 卷六十一 陳暄伝を見ると、

暄以落魄不為中正所品、久不得調。陳太康中、徐陵為吏郎尚書。精簡人物、縉紳之士、皆嚮慕焉。暄以玉帽簪插髻、紅絲布裏頭、袍弘、蹀靴至膝。不陳爵里、直上陵坐。陵不之識。命吏持下。暄徐步而出。舉止自若、竟無忤容。作書謗陵。陵甚病之。後主之在東宮、引為學士。及即位、遷通直散騎常侍。

とある。陳暄は陳慶之の小子である。普通なら恐らく彼は中正から郷品を与えられるべきであつたであらうが、右はそれにもかかわらず郷品が与えられていなかったのを示している。いままで検討したところから、そうした陳暄が吏部尚書除陵のもとに現われたのは、少なくとも陳暄の理解において吏部尚書が命議によつて無郷品者をも品官に就けたため、それによつて官をえようとしたからである、とされるのではなからうか。

つぎに軍勲による場合であるが、南齊書 卷三十四 虞玩之伝に、

上、患民間欺巧。及即位、敕玩之与驍騎將軍傅堅意、檢定簿籍。建元二年、詔朝臣曰：…玩之上表曰、宋元嘉二十七年^(七)八条取人、孝建元年書籍、衆巧之所始也。自孝建已來、入勲者衆。其中操干戈衛社稷者、三分殆無一焉。勲簿所領而詐注辭籍、浮游世要、非官長所拘錄、復為不少。尋、蘇峻平後、庾亮就温嶠求勲簿。而嶠不与。以為、陶侃所上、多非実錄。尋、物之懷私、無世不有。宋末落紉、此巧尤多。又將位既衆。舉郵為祿。実潤甚微。而人領数万。如此二条、天下合役之身、已抛其太半^(二)矣。

とある。蘇峻の乱は東晋初期に生じたものである。(当時品官だけしか免役権がないことを想起すると、)右は吏部尚書から軍勲によつて品官を与えられ、それを戸籍に注することによつて役を掌る官長に拘録されないもの⁽¹⁰⁾(以下、前者という)と、庶で品官たるべき武官に任ぜられているもの(以下、後者という)とが、本来役人たるべきものの2/3を占めるに至つ

たのを示しているときれよう。当時役人たるべき階層は三五門層である。なお、当時三五門層のすぐ上の階層として郷品六、七、八、九品をもち流外官起家する後門層がある。流外官は次第に広義の役と考えられてきたが、それにしても後門層出身者は流内官に昇進すべき途が開かれているのであり、かつその丁数も三五門層のそれよりはるかに少なかったと思われる。こうした点を考えると、右の本来役人たるべきものでしかも現実には役を免かれているものの大部分は三五門層の丁男（次丁男など）であると断定することができよう。

さて、前者の場合であるが、かつて別稿で述べたように、⁽¹³⁾ 吏部尚書は、あるいは武將が勲簿に記したその部下の軍勲の程度を確認し、あるいは自ら武人の軍勲の程度を決定する。吏部尚書はそうした程度に従つて品官を授けるなどの行賞をするが、吏部尚書がこうした方法で品官を与えた際、それは一旦資状に記載され、その記載が規定の年に戸籍に注される。

（戸籍への注記の事務は「最終」的には尚書左丞が統轄する。）こうした吏部の行賞の「手続き」は、一応吏部尚書を起案者とする命議とは別のものと考えるべきである。ところで、前者にあつては、吏部尚書から軍勲によつて品官を与えられ、それを戸籍に注されたものが免役者となる、という制度の存在を想定すべきである。かくて、前者の出現が右の制度の存在を一前提とすることが理解されよう。⁽¹⁴⁾

つぎに後者の場合であるが、文章の上からでは虞玩之伝に「又將位既衆。」とあるものは、三五門層出身（を主とする）現任の武官が多いということを述べているに止まり、どうしてそうした武官が生じたかを物語っていない。しかし、吏部尚書が軍勲によつて品官たる武官を与えることができる以上、⁽¹⁵⁾ 「又將位既衆。」とあるものの出現に、吏部尚書が軍勲によつて品官たる武官を与えたことが含まれているのは疑うべくもない。ところで、虞玩之伝にはそうした現任の武官が郵だけをとつて禄としてあるが、本来俸禄のある品官であつても、その就官者数があまりにも多くなれば、實際問題としてそれらすべてに規定通りの俸禄を与えることは不可能となる。そこに郵だけをとつて俸禄とすることが生じたのは不

可避的であるとされよう。⁽¹⁶⁾ なお、南齊書卷二高帝紀下建武元年十月の条に、

辛巳、詔曰、宋元徽二年以來、諸從軍得官者、未悉蒙祿。可催速下訪、隨正即給。云云。

とあるが、これは軍勲によつて官を与えられたものの、いまだそれにとまらぬ俸祿を与えられていないものに對し、すべて俸祿を与えることを示したものである。しかしこれが齊建國にとまらぬ特例的なものであるのはいうまでもない。

さて、宋書^{卷九}十五索虜伝に、元嘉二十七年の七条徵発に關し、

(前略) 又以兵力不足、尚書僕射何尚之參議、發南兗州三五民丁。父祖伯叔兄弟仕州居職從事、及仕北徐兗為皇弟皇子從事庶姓主簿皇弟皇子府參軍督護國三令以上相府舍(人)者、不在發例。云云。

とある。⁽¹⁷⁾ そこには舍人(第七品官)のように後門層の就くべき官と、從事史のように甲族層、次門層の就くべき官とがある。⁽¹⁸⁾ そうすると元嘉二十七年のこの七条徵発以前にあつても、無郷品の三五民丁すなわち三五門層のものが特殊な方法で公然と品官層に就いていたことになる。この特殊な方法として吏部尚書の起案にかかる、命議による品官任命、吏部尚書による軍勲に基く品官授与(、敕吏形式による品官任命)が想定されるわけである。ところで、宋書^{卷七}十四沈攸之伝に、

沈攸之、字仲達。吳興武康人。司空慶之從父兄子也。父叔仁為衡陽王義季征西長史兼行參軍。領隊。又隨義季、鎮彭城。度征北府。攸之少孤貧。元嘉二十七年、索虜南寇。朝廷發三吳民丁。攸之亦被發。既至京都、詣領軍將軍劉遵考。

求補白丁隊主。遵考謂之曰、君形陋。不堪隊主。因隨慶之、征討。

とある。これは揚州の吳興郡に本貫をもつ沈攸之が元嘉二十七年の七条徵発時、三吳民丁すなわち三吳の三五門層の丁として規定通りの徵発を受けたのを物語るとすべきである。(七条徵発時、三五門層の徵発免除が認められた地域は南兗州だけであ

る。) そうすると沈攸之の家系は三五門層に屬し、沈攸之の父沈叔仁が長史、參軍の官に就いたのは右の二方式(乃至三方式)のうちのどれかによつたとしななければならないまい。また、宋書^{卷九}十一張進之伝に、

張進之、永嘉安固人也。為郡大族。少有志行。歷郡五官主簿、永寧安固二県領校尉。家世富足。經荒年、散其財、救贍鄉里。遂以貧罄。全濟者甚多。進之為太守王味之吏。元嘉初、詔所在、蠲其徭役。

とある。県尉は宋時代第九品官である。張進之がとくに徭役を免ぜられたとき、彼は退官していたと考えられるが、もし彼が後門層以上であつたなら退官後も自動的に免役権をもつていた筈である。そうすると、彼は本来三五門層出身でその県尉就官はさきの二方式（乃至三方式）のうちのどれかによつたとしなければなるまい。なお、別稿で述べたように元嘉二十七年の七条徵発時よりのちは三五門層で品官に就いたものにあつても、そのすべてが他の階層で品官に就いたものと同様の免役権をえることになつた。¹⁹⁾

以上考察したところから、三五門層（の一部）が家格の固定化の大勢のもとに、（その大勢を一応肯定したうえで）正規の方式あるいはその存在を前提とする偽りの方法で官界に品官として進出するに至つたことが理解されるが、こうした様態が結果的に州大中正の旧来の権限の縮少をまねくのはいうまでもない。

三 州大中正のもつ州郡官の人事権

州大中正はのちになると州の官僚（以下、州官という）と郡の官僚（以下、郡官という）との人事権をも掌握するようになった。本節は州大中正のもつこうした人事権の実態を検討する。なお、その検討は一応下限を梁初、天監七年に行われた官制改革の直前におく。

南齊書 卷三十三張緒伝に、

長沙王晃屬選用吳興閩人豈為州議曹。緒以資籍不当、執不許。晃遣書佐固請之。緒正色、謂晃信曰、此是身家州郷。殿
下何得見逼。

とある。当時長沙王冕は南徐州刺史であつたと思われる。(その本伝によると彼は揚州刺史に就いたことはない。)張緒は揚州大中正である。「資籍不当」は資状の注と戸籍の官歴の注とが議曹從事史たるに適しないという意味であろう。「書佐」は西曹書佐のことであろう。長沙王冕は聞人邕をその本郷たる揚州の議曹從事史にしようとし、それを揚州大中正張緒に依嘱したわけであるが、この記事は州大中正が事実上(中央政府に人事権のあるものを除く)州官の人事権を掌握し、それを家格という観点から行使していたことを証しているとされよう。⁽²⁰⁾

六朝において地方恒置の最高官は州鎮の長官(都督たるものを含む)であるが、この長官のもとにある官僚は府官と州官とに大別できる。府官はその土地のものでないことが多く、往々長官に従つて転任した。つまり府官と在地豪族勢力との関連性は比較的薄かつた。一方州官は上級官以下その土地の人が多く、長官に従つて転任するといつたこともあまりなかつた。一州内の豪族層は彼らだけでその要官を独占しようとしていた。こうしたことは別の表現をすれば、州鎮長官とその任地の在地豪族勢力との人的接点⁽²¹⁾が州官にあつたことになる。州大中正は本来州上級豪族勢力の代表的性格(あるいはそうした勢力のうえに生じた高級寄生官僚階層の代表的性格)をもつものであるが、それだけに州大中正の行⁽²²⁾う州官人事が右のように家格の重視をとま⁽²²⁾うのは当然のこととされよう。

つぎに、宋書^{卷五十二}謝景仁伝に、東晉極末ごころのこととして、謝景仁について、
(前略) (宋)高祖聞而嘉之。臨予州、諷中正、以為主簿。甚被知器。

とあるが、さきの記事とあわせ考えると、予州刺史劉裕が予州大中正に諷して(名家出身たる)謝景仁をその主簿とした、という任命手続きが決して特殊例でないのが理解されよう。

かくて州大中正が事実上州官の人事権を掌握、行使していたことがわかるが、それに関連して注目すべきは、州大中正が事実上郡官の人事権をも掌握、行使していたことである。周知のように、いろいろな歴史的必然性をもつて郡の上に州

が生じ、最後に州が残つて郡が消えてしまふが、その間に往々州の機能が郡の機能を吸収するということが現われる。州大中正の制に關してもそうした傾向が強い。つまり、州大中正は郡中正をつとにそれぞれの郡を所管区域とする次官的なものとしただけでなく、⁽²³⁾（州大中正が州官の人事権を掌握して以後）郡官の人事権をも掌握するようになっていたのである。いま南齊書^{卷三十二}王琨伝を見ると、本州大中正であつた王琨に關し、

時王儉爲宰相。属琨用東海郡迎吏。琨謂信人曰、語郎。三台五省、皆是郎用人。外方小郡、当乞寒賤。省官何容復奪之。遂不過其事。

とある。右の事件が起つたのは齊の高帝が即位した建元元年から同四年までの間のことである。（当時東海郡は冀州に属していた。）ところで、王琨はその本貫を琅邪郡臨沂県にかけているが、当時にあつては南琅邪郡（その属県に臨沂県を含む）は南徐州に属していた。従つて王琨は当時南徐州大中正であつたとすべきである。当時王儉は尚書右僕射かあるいは尚書左僕射で（中央政府の「人事官」たる）吏部尚書を兼ねていた。かくていま問題としてゐる南齊書王琨伝の記事は州大中正が（中央政府に人事権のあるものを除く）郡官の人事権を事実上強力に掌握してゐたのを物語るとすべきである。

以上の考察は自ら二つの疑問を生ずる。その一は州大中正のもつ人事権と刺史・太守のもつ人事権との關連がどうなつてゐるのかということであり、その二は旧來州、郡の官僚の人事を掌つてゐた州官、郡官の人事と州大中正の掌る人事との關連がどうなつてゐるのかということである。まず第一の点であるが、（中央政府に人事権のあるものを除く）州官の人事権は形式上あくまで刺史がこれを掌握してゐることになつてゐる。つまり、州大中正が事実上行う人事にあつても対外的な形式では刺史がこれを行うことになつてゐるのである。いま試みに州の刺史が（中央政府の任命でない）主簿（光迎主簿を含む）を任命する際の表現様式を列挙すると、（一）北堂書鈔^{卷七}設官部二十五主簿一百六十三の項に、東晉初期のこととして、

臧榮緒晉書云、譙王承爲湘州。令易雄爲主簿。

とあり、(2) 宋書^{卷四} 張邵伝に、

王謚為揚州。召邵為主簿。

とあり、(3) 宋書^{卷九} 宗彧之伝に、東晋末のこととして、

州召主簿。(不就。)

とあり、(4) 宋書^{卷五} 江夷伝に、

州辟主簿。(不就。)

とあり、(5) 宋書^{卷八} 顧顛之伝に、

王弘辟為揚州主簿。

とあり、(6) 南齊書^{卷四} 何昌寓伝に、

宋建安王休仁為揚州。辟昌寓州主簿。

とあり、(7) 南齊書^{卷二} 柳世隆伝に、

(宋) 海陵王休茂為雍州。辟世隆為迎主簿。

とあり、(8) 宋書^{卷七} 袁淑伝に、

本州命主簿。

とあり、(9) 宋書^{卷七} 顏師伯伝に、

師伯因求杖節。乃以為徐州主簿。

とあり、(10) 宋書^{卷九} 郭希林伝に、

徵州主簿。

州大中正の制に関する諸問題(越智)

とあり、(11) 宋書卷四十八朱令石伝に、

補徐州主簿。

とある。(1) から(10)までの人事が少なくとも対外的に刺史の任命と理解されるのは明かである。(11)のような「補主簿」という表現には、中央政府の任命の場合を含むかも知れないが、そのことは別にいままでの見解を否定しない。²⁴⁾

右に瞥見した州大中正と刺史との関係は州大中正と太守との関係にあつても同様で、(中央政府に人事権のあるものを除く) 郡官の人事権は形式上あくまで太守がこれを掌握していることになつていたのである。

つぎに第二の点であるが、州の場合、まず主簿が問題となる。唐書卷一百九十九柳沖伝のなかに、

魏氏立九品、置中正。尊世胄、卑寒士。権帰右姓已。其州大中正主簿、郡中正功曹、皆取著姓士族為之。以定門胄、品藻人物。晋宋因之。云云。

とある。「其州大中正品藻人物」の記述内容は、宋に止まらず南朝を通じてのものとしてよからう。右では州大中正、州主簿、(郡中正、郡功曹)がそれぞれ州(郡)の人事を掌つたとしている。なお、晋書卷八十三王雅伝に、

雅少知名。州檄主簿、举秀才。

とある。ここに見える秀才の察挙についてであるが、管見の及ぶ限りでは州大中正が秀才の察挙を掌つたことはない。後述の孝廉の察挙とあわせ考えた際、秀才の察挙の事務は州大中正の職掌外のことであつたと推測される。つぎに州の別駕従事史と西曹書佐とであるが、宋書卷四十一百官志下に、州制について、

今有別駕従事史治中従事史主簿西曹書佐祭酒従事史(等)。…別駕西曹主史及選舉事。…西曹即漢之功曹書佐也。

とある。右の記事で「別駕」とあるものは別駕従事史のことであり、「西曹」とあるものは西曹書佐のことである。主簿、別駕従事史、西曹書佐は制度上ともに刺史の属佐たるに過ぎない。かくてそれらは刺史が州大中正の同意のもとに行う人

事に関する事務を掌つていたとされよう。

つきに郡の場合、華陽国志西州後賢志に、王長文について、

後郡功曹察孝廉。

とあつて、郡の功曹が孝廉に関する事務を管掌していたのを示している。管見の及ぶ限りでは（州大中正）、郡中正が孝廉の察挙を掌つたことはない。蓋し功曹の掌る察挙の事務は郡中正の職掌外のことであつたであろう。ところで、晋書卷四十五劉毅伝に、劉毅について、

僑居平陽。太守杜恕請為功曹。沙汰郡吏百余人。三魏稱焉。為之語曰、但聞劉功曹、不聞杜府君。

とある。これは功曹が察挙のことだけでなく郡の官僚全般の人事を行つていたことを物語つている。さきに考察したところとあわせ考えると、（郡官の人事が太守の州大中正への了解とりつけ乃至州大中正側の自主性によつて行われ、表面は太守の任命という形をとるようになった時期において、）郡の功曹が州大中正の同意のもとに行う人事に関する事務を掌つていたということが一応想定されよう。(28)

なお、州大中正がいつから州官（郡官）の人事権を掌握するようになったかという点であるが、それについては何もわからない。ただ通典卷三十二職官十四総論州佐の項の注に、西晋時代のこととして、

又劉毅上表、刺史初臨州、大中正選州里才業高者、兼主簿從事、迎刺史。

とある。これは州の光迎主簿の選舉というやや特殊な場合のものであるが、それにしても州大中正が州官の人事権の一端を握つていた一証となる。あるいはこうしたことが一つのきっかけとなつて州大中正の州官（郡官）の人事権掌握が生じたのかも知れない。

四 中正の所属

通典職官十四總論州佐の項に、別駕、治中、主簿などとならんで（州大）中正があり、同職官十五總論郡佐の項に、郡丞、別駕、司馬などとならんで（郡）中正があるのは、それらが州郡の長官の属佐化したのを物語っているかの如くである。結論を先にいえば、筆者は（それは北朝に主眼をおいた記述で）魏晋南朝にあつては属佐化していないと考える。本節はその事実をとりあげる。

まず州大中正の場合であるが、晋時代の史料によると、州大中正が欠けた際司徒府はその州の甲族層に然るべき人物を推挙することを依頼する。司徒府はかくて推挙された人物を尚書省に移し、尚書省がそれを州大中正として発令する。このように晋時代任命「手続き」上刺史の（制度的な）介入はなかつた。²⁶ 右のような「手続き」をへて任命される州大中正はあくまで司徒を直属の上官としていたと考えられる。いま晋書^{卷七} 卞壺伝を見ると、東晋初期御史中丞卞壺が淮南小中正王式を奏弾した疏をのせている。そのなかに、

案、侍中司徒臨穎公組、敷宣五教、實在任人。而含容違礼、曾不貶黜。揚州大中正侍中平望亭侯輝、淮南大中正散騎侍郎弘、頭執邦論、朝野取信。曾不能率礼正違、崇孝敬之教。並為不勝其任。請、以見事免組輝弘官、大鴻臚削爵土、廷尉結罪。

とある。かくて王式の礼にもとる行為を糾弾しなかつたとして淮南大中正、揚州大中正、司徒が奏弾されているが、揚州刺史は問題とされていない。これは東晋初期州大中正が司徒をその直属の上官としていたこと、つまり刺史の属佐でなかつたことを察せしめるに足ろう。ところで、梁書^{卷三十九} 羊侃伝に、

（羊侃）祖規、宋武帝之臨徐州、辟祭酒從事。大中正。會（徐州刺史）薛安都拳彭城（徐州の治所）降北。規由是陷魏。魏

授衛將軍營州刺史。

とある。宋の武帝が徐州に臨んだとあるのは東晋末期のことであり、薛安都が北魏に降つたのは宋中期のことであるが、右の「辟」は祭酒従事でできるのかそれとも大中正に続くのか不明である。もしそれが続いているとすれば東晋末州大中正が州の属佐化したことになる。(ただし、刺史が任命したものは、一応すべて刺史の部下と考えることができるが、刺史の任命外のものすべてその部下でないとは断言できない。中央政府の任命にかかるもので刺史の部下となつているものもある。)

さて、東晋末以後州大中正が刺史の属佐——部下となつていかどうかを確認するための直接的な史料は乏しい。現在考えられる確認方法としては、州大中正の本官が刺史の属佐たることを察せしめるに足るものであるか、それともそれを否定すべきものであるか、という点を追求するしかない。以下こういう観点から問題をとりあげてみよう。

宋書^{卷六}十三沈演之伝に、沈演之について、
遷領国子祭酒。本州大中正。

とあり、宋書^{卷六}十四裴松之伝に、裴松之について、

転中書侍郎。司冀二州大中正。

とあり、宋書^{卷七}十一江湛伝に、江湛について、

元嘉二十五季、徵為侍中、任以機密。領本州大中正。

とあり、宋書^{卷五}十三庾炳之伝に、庾炳之について、

頃之、転侍中。本州大中正。

とあり、宋書^{卷八}十五謝莊伝に、侍中謝莊について、

又領本州大中正。

とあり、宋書^{卷五}十八王球伝に、王球について、

入為侍中。領冠軍將軍。又領本州大中正。

とあり、宋書^{卷七}十七柳元景伝に、柳元景について、

尋轉驃騎將軍。本州大中正。領軍侍中如故。

とあり、宋書^{卷七}十八蕭思話伝に、蕭思話について、

（元嘉）二十四年、改領左衛將軍。又領南徐州大中正。

とあり、宋書^{卷七}十八劉延孫伝に、劉延孫について、

徵為尚書右僕射。領徐州大中正。留為侍中護軍。又領徐州大中正。

とあり、宋書^{卷五}十三張永伝に、張永について、

停為太子詹事。加散騎常侍。本州大中正。後廢帝即位。進右光祿大夫。加侍中。領安成王師。加親信二十人。又領本州

中正。

とあり、宋書^{卷六}十九劉湛伝に、劉湛について、

（元嘉）八年、召為太子詹事。加給事中。本州大中正。

とあり、宋書^{卷八}十四袁顛伝に、袁顛について、

（大明）五年、召為太子中庶子御史中丞。領本州大中正。

とあり、南齊書^{卷三}十三張緒伝に、宋時代における張緒について、

軫太子中庶子。本州大中正。

とあり、宋書^{卷五}十三張茂度伝に、張茂度について、

(元嘉) 七年、起為廷尉。加奉車都尉。領本州中正。

とあり、宋書^{卷六}十六王敬弘伝に、王敬弘について、

又除祕書監金紫光祿大夫。加散騎常侍。本州中正。不就。

とあり、南齊書^{卷三}十二王琨伝に、王琨について、

(宋) 元徽中、遷金紫光祿引訓太僕。常侍如故。本州中正。

とあり、宋書^{卷五}十七蔡興宗伝に、蔡興宗について、

遷尚書右僕射。尋領衛尉。又領兖州大中正。

とあり、宋書^{卷八}十一顧顛之伝に、顧顛之について、

大明元年、徵守度支尚書。領本州中正。

とあり、宋書^{卷八}十四孔顛伝に、吏部尚書孔顛について、

領本州大中正。

とあり、宋書^{卷五}十六孔琳之伝に、宋初御史中丞であつた孔琳之について、

又領本州大中正。

とある。右の州大中正はすべて他の官にあるものの「兼領」である。いま右にあげた州大中正の本官について検討するに、国子祭酒、中書侍郎、侍中、左衛將軍、太子詹事、太子中庶子、祕書監、太僕、廷尉、領軍將軍は本来中央にある要官である。それだけにその兼ね領した州大中正が、刺史の任命にかかる属佐の官であつたとはとうてい考えられない。²⁶⁾ 尚

書系統の尚書右僕射、度支尚書、吏部尚書の兼ね領した州大中正についても同様のことがいえる。この際注意すべきは、(建康にある)尚書省が州の上級監督機関で、右の尚書右僕射、度支尚書、吏部尚書が部分的とはいえ刺史の支配者的性格

をもつていたことである。つぎに護軍將軍であるが、東晉宋齊時代、護軍將軍は（中央にあつて）地方軍を恒常的に支配している。²⁷刺史（太守）は本来治民の官であるが、通常將軍号を帯びて軍府を開いている。そうすると、護軍將軍は事実上刺史（太守）の支配者の一面をもつていたとされよう。つぎに御史中丞であるが、これは刺史（太守）の監察糾彈權をもつていた。以上のような護軍將軍、御史中丞が兼ね領した州大中正が、刺史の任命にかかる属佐であつたとは全く考えられない。

このように見てくると、梁書羊侃伝の州大中正は徐州刺史の「辟」の対象となるものでなく、かつその州大中正は刺史の属佐「部下でもなかつたとするのが穩当であらう」²⁸。

齊時代州大中正を領したものととして、

垣榮祖（南齊書卷二十八垣榮祖伝）、呂安国（南齊書卷二十九呂安国伝）、周奉叔（南齊書卷二十九周盤龍伝）、范岫（梁書卷二十六范岫伝）、劉懷慰（南齊書卷五十三劉懷慰伝）、曹道剛（南齊書卷二十九周盤龍伝）、胡諧之（南齊書卷三十七胡諧之伝）、蔡約（南齊書卷四十六蔡約伝）、江斲（南齊書卷四十三江斲伝）、王琨（南齊書卷三十二王琨伝）、王延之（南齊書卷三十二王延之伝）、王儉（南齊書卷二十三王儉伝）、王晏（南齊書卷四十二王晏伝）、王奐（南齊書卷四十九王奐伝）、王瑩（漢魏六朝一百三家集沈隱侯集一）、袁象（南齊書卷四十八袁象伝）、范雲（梁書卷十三范雲伝）、柳世隆（南齊書卷二十四柳世隆伝）、謝朓（南齊書卷四十三謝朓伝）、張緒（南齊書卷三十七張緒伝）、傅昭（梁書卷二十六傅昭伝）

がある。これらは何れも中央の官にあると同時に州大中正を領している。その官職名から考えてそこに州大中正の州の属佐は想定できない。

梁時代州大中正を領したものととして、

庾黔婁（梁書卷四十七庾黔婁伝）、庾於陵（梁書卷四十九庾於陵伝）、庾肩吾（梁書卷四十九庾肩吾伝）、劉子遜（梁書卷四十劉子

遵伝、傅昭（梁書卷二十六傅昭伝）、明山賓（梁書卷二十七明山賓伝）、江蒨（梁書卷三十一江蒨伝）、江革（梁書卷三十六江革伝）、王份（梁書卷二十一王份伝）、蕭琛（梁書卷二十六蕭琛伝）、蕭子雲（梁書卷三十五蕭子雲伝）、王冲（陳書卷十七王冲伝）、何敬容（梁書卷三十七何敬容伝）、袁昂（梁書卷三十一袁昂伝）、夏侯竄（梁書卷二十八夏侯竄伝）、周捨（梁書卷二十五周捨伝）、梁藹（梁書卷十九梁藹伝）、張稷（梁書卷十六張稷伝）、沈約（梁書卷十三沈約伝）、陸杲（梁書卷二十六陸杲伝）、陸倕（梁書卷二十七陸倕伝）、陸襄（梁書卷二十七陸襄伝）、沈衆（陳書卷十八沈衆伝）、張仄（梁書卷四十七吉勳伝）

がある。右のうち張仄と庾肩吾とを除く諸人については、彼らは何れも中央の官にあると同時に州大中正を領している。その官職から考えて、そこに州大中正の州の属佐化は想定できない。張仄については、梁書吉勳伝にただ「揚州中正張仄」とあるだけであるが、恐らく他に本官があつてそのうえで州大中正を領しているであろう。庾肩吾の場合、梁書庾肩吾伝に、彼について、

除安西湘東王録事參軍。俄以本官領荊州大中正。

とある。当時湘東王繹は安西將軍荊州刺史であつたから、右の録事參軍は安西將軍の府のそれとすべきである。蓋し湘東王繹の場合にあつても、その荊州刺史の官衙と安西將軍の府とは機能的に一体化していたであろう。かくて、この際州大中正が制度上刺史の属佐化したとはいえないにしても、事実上その属佐的性格を強めたことは十分想定できる。

陳時代州大中正を領したものととして、

宗元饒（陳書卷二十九宗元饒伝）、司馬暠（陳書卷三十二司馬暠伝）、江綏（陳書卷二十七江綏伝）、王通（陳書卷十七王通伝）、王固（陳書卷二十一王固伝）、徐陵（陳書卷二十六徐陵伝）、孔奐（陳書卷二十一孔奐伝）、謝哲（陳書卷二十一謝哲伝）、袁泌（陳書卷十八袁泌伝）、袁敬（陳書卷十七袁敬伝）、周弘正（陳書卷二十四周弘正伝）、謝嘏（陳書卷二十一謝嘏伝）、柳莊（陳書卷七高宗柳皇后伝）、沈沫（陳書卷三十三沈沫伝）、虞荔（陳書卷十九虞荔伝）、孔奐（陳書卷二十一孔奐伝）、陸縉（陳書卷二

十三陸繕伝）、張種（陳書卷二十一張種伝）、陸瓊（陳書卷三十陸瓊伝）

がある。右のうち宗元饒の場合を除いて、他はすべて中央の官にあると同時に州大中正を領している。この際その官職から考えて、そこに州大中正の州の属佐化は想定できない。宗元饒の場合、陳書宗元饒伝に、彼について、

遷貞威將軍南康内史。詔、加散騎常侍。荆雍湘巴武五州大中正。尋以本官重領尚書左丞。

とある。南康は江州に属していたと考えてよからう。そうするとこの際たとえ地方官たる内史を本官としても、それは州大中正が刺史の属佐的性格をもつことを物語るとはなしたがたいであろう。なお、尚書左丞は尚書省の要官であり、都にいなければとうていその職責を果すことができない。従つて宗元饒は尚書左丞を領したとき都にかえつて、本官たる内史は自ら遷任となつたとするのが穏当な考えかたであろう。そうした場合、宗元饒が五州大中正を領することは事実上他の場合と殆んど変りのないものとならう。

このように見てくると、南朝にあつても州大中正は制度上州の属佐化しておらず、また巨視的にとりあげた際その機能の發揮は刺史に殆んど掣肘されていないとしてよからう。蓋し晋時代に見えるような州大中正就官の「手続き」は、南朝にあつても往々実行されたことであらう。

つぎに郡中正であるが、魏志^{卷十三}常林伝の注に、

時國家始制九品。各使諸郡撰置中正、差敍自公卿以下至于郎吏功德材行所任。

とあり、同伝の注に、また、

（王）嘉時還為散騎郎。馮翊郡移嘉為中正。云云。

とある。「移」とあるのは、命令系統の違う他の官庁に移することをいう。この兩記事をあわせ考えると、初め九品の制においては、諸郡の太守にそれぞれの郡出身で郡中正の任にたえるもの（²⁹予め）撰んで推薦させた。その任命「手続き」

は郡太守から郡中正に任命したい人物を司徒府に移し、(司徒府からさらに尚書省に移して)尚書省から発令するという形をとった、その際現実には郡中正となつたのは公卿から郎吏までの官僚であつた、ということが察せられよう。³⁰⁾この際太守が郡中正となつた公卿以下郎吏までをその属佐とするものでないのは自明のことである。

さて、晋書^{卷九}十四任旭伝に、西晋時代の任旭について、
察孝廉、除郎中。州郡仍举為郡中正。

とある。「举」とあるのは推挙の意味である。刺史、太守といった地方長官が郡中正の適任者を予選し推挙する方式は、かつての九品の制におけるものの継承・展開とすべきであろう。

ところで、西晋以後州大中正は郡中正を予選して司徒府に上るようになったと考えられる。すなわち、晋書^{卷四}十七傳咸伝に、西晋時代のこととして、

予州大中正夏侯駿上言、魯国小中正司空司馬孔毓、四移病所、不能接賓。求以尚書郎曹馥代毓。旬日復上毓為中正。司徒三郤。駿故拋正。(司徒左長史傳)咸以駿与奪惟意、乃奏免駿大中正。司徒魏舒、駿之姻属。屢郤不署。咸拋正甚苦。舒終不從。

とある。また、世説新語^{卷下}賢媛第十九の項の注に、西晋末のこととして、
王隱晋書曰、……後(羊)暉為十郡中正。举侃鄱陽小中正。始得上品也。

とある。この「十郡」は江州を構成する十郡を指す。つまりこの際の「十郡中正」は江州大中正という意味である。なお、恐らく州大中正の制設置時以後のことであろうが、郡中正は郡大中正と郡小中正とに分かれることになつた。この際晋書^{卷八}十八彦盛伝に、

本邑大中正劉頌又举彦為小中正。

とあるのを見ると、郡大中正が郡小中正を予選し推挙した（場合のある）ことがわかる。この郡大中正の推挙先は必らずや州大中正であろう。こうした郡中正の選挙が行われる以上、刺史、太守が郡中正をその属佐としないのは殆んど疑うべくもない。こうした郡中正の選挙が前引の晋書任旭伝に見えるような郡中正の選挙方式を否定しそれに代つたことは、まづ間違いのないところであろう。また、すでに別稿で述べたように、晋時代郡（大）中正はそれぞれの郡を所管区域とする、州大中正の次官的性格をもつに至つてゐる。州大中正が職務上郡中正を自らの手で把握するという晋時代の大勢は、（さきに述べたように、南朝において、州大中正が制度上州の属佐化することなく、大局的に見てその機能の發揮が刺史に殆んど掣肘されていないこと、また）第三節で述べたように、南朝において州大中正が郡官の人事権を掌握していたことをあわせ考えると、南朝に入つても殆んど変りなかつたとされよう。

以上のことを頭において南朝における郡中正の実例をとりあげてみよう。

まず宋時代であるが、宋書^{卷五}張永伝に、張永について、

大明元年、黄門侍郎。尋領虎賁中郎将。本郡中正。

とあり、宋書^{卷六}王韶之伝に、王韶之について、

加驍騎将军。郡中正。黄門（侍郎）如故。

とあり、宋書^{卷六}荀伯子伝に、荀伯子について、

遷散騎常侍。本邑中正。

とあり、宋書^{卷八}顧覲之伝に、顧覲之について、

尋徵為右衛将军。領本邑中正。

とある。右の諸例の場合、郡中正が郡太守なり州刺史なりの属佐的性格をもたないのは自ら明かであろう。つぎに、南齊

書卷五
十三 虞愿伝に、虞愿について、

除太常丞尚書祠部郎通直散騎侍郎領五郡中正。祠部郎如故。

とある。これは宋の明帝のときのことである。「祠部郎如故。」とある記事は、右の太常丞から領五郡中正までが、虞愿が同時に帯びた官職でないのを示している。しかし領五郡中正が、太常丞、尚書祠部郎、通直散騎侍郎のうちの何れか一つあるいはそのうちの二つの就官と同時に現われたにしても、それらが中央官であるだけに、この領五郡中正が郡太守なり州刺史なりの属佐的性格をもつことを示すものでないのは自ら明かであろう。³²

つぎに、宋書卷八
十一 顧琛伝に、顧琛について、

景平中、太皇太后崩。除大匠丞彭城王義康右軍驃騎參軍晋陵令司徒參軍尚書庫部郎本邑中正。

とある。彭城王義康は同時に驃騎將軍と司徒となつていない。(驃騎將軍をやめてのち司徒となつてゐる。)従つて、右の彭城王義康右軍驃騎參軍から尚書庫部郎までが顧琛が同一時期に就任したものでないのは明かである。ここで同伝に、続いて、

元嘉七年、太祖遣到彦之經略河南。大敗、悉委棄兵甲。武庫為之空虛。後太祖宴會。有荒外婦化人在坐。上問琛庫中仗猶有幾許。琛詭答有十万人仗。旧武庫仗秘不言多少。上既發問、追悔失言。及琛詭對、上甚喜。尚書寺門有制。八座以下、門生隨入者、各有差。不得雜以人士。琛以宗人顧碩頭寄尚書張茂度門名、而與碩頭同席坐。明年坐遣出、免中正。凡尚書官大罪則免、小罪則遣出。遣出者百日、無代人、聽還本職。琛仍為彭城王義康所請、補司徒録事參軍。山陰令。復為司徒録事。

とあるのを見ると、(さきの記事は必ずしも就官順序にかかわらないもので、)顧琛は尚書庫部郎を本官とした際本邑中正を領していた、としてほぼ誤りなからう。

さて、宋書^{卷六}十三沈演之伝に、沈演之について、

軫別駕徒事史。領本郡中正。深為義康所待。故在府州、前後十余年。

とある。沈演之が別駕徒事史領本郡中正になつたのは元嘉十二年以後のことである。当時彭城王義康は揚州刺史を領していた。従つて沈演之はその州官となると同時に（揚州内にある）吳興郡の中正となつていたことになる。宋書^{卷六}十八彭城王義康伝に、彭城王義康について、

凡朝士有才用者、皆引入己府。無施及忤旨、即度為台官。

とあるが、恐らく彼の正常ぶりを欠いだ人事の一環として右のような中正任命が現われたのであろう。

なお、宋書^{卷八}十八沈文秀伝に、沈文秀について、

更遷錢唐令西陽王子尚撫軍參軍武康令尚書庫部郎本邑中正建康令。

とある。この記事は沈文秀が本邑中正であつたときどの官職を本官としたのかを明かにしていない。恐らく尚書庫部郎を本官とし、本邑中正を領していたのであろうが、それを断定することはできない。

つきに齊時代であるが、南齊書^{卷三}十九陸澄伝に、陸澄について、

軫散騎常侍祕書監吳郡中正。光祿大夫。加給事中。中正如故。

とあり、南齊書^{卷五}十二丘靈鞠伝に、丘靈鞠について、

（宋）昇明中、遷正員郎。領本郡中正。兼中書郎如故。時方禪讓。太祖使靈鞠參掌詔策。建元元年、軫中書郎。中正如故。

とあり、梁書^{卷十}三沈約伝に、沈約について、

遷中書郎本邑中正司徒右長史黃門侍郎。

とある。これらの事例では中央官が郡中正を領しているのが明かである。

ところで、南齊書^{卷四十八}何佟之伝に、何佟之について、

齊建武中、為鎮北記室參軍侍皇太子講。領丹陽邑中正。

とある。皇太子の「侍講」が同時に地方軍府の參軍であるとは想定しがたいから、恐らく皇太子の「侍講」のとき丹陽中正を領したと考えるべきものであろう。しかし、南齊書^{卷四十八}孔稚珪伝に、孔稚珪について、

服闋、為司徒從事中郎州別駕從事史本郡中正。永明七年、轉驍騎將軍。復領左丞。

とあり、南齊書^{卷三十三}張緒伝に、張緒について、

除巴陵王文學太子洗馬北中郎參軍太子中舍人本郡中正軍騎從事中郎中書郎州治中黃門郎。

とある。この二記事では、郡中正が州官を本官としていなかったことを断定できない。

つぎに梁時代であるが、梁書^{卷四十九}丘遲伝に、丘遲について、

俄遷中書侍郎。領吳興邑中正。

とある。この事例では中央官が郡中正を領している。ただし、梁書^{卷二十五}徐勉伝に、徐勉について、

遷建威將軍後軍諮議參軍本邑中正尚書左丞。自掌樞憲、多所糾舉。時論以為稱職。

とある。もし徐勉の後軍諮議參軍就官と尚書左丞就官とが時期的に別であつたとした際、彼が地方軍府にあつて郡中正を領していたことが想像されぬでもない。また、梁書^{卷四十九}庾於陵伝に、庾於陵について、

遷驃騎錄事參軍兼中書通事舍人。俄領南郡邑中正。

とあるが、この「驃騎錄事參軍」はあるいは地方軍府のそれかも知れない。

最後に陳時代であるが、陳書^{卷二十九}宗元饒伝に、宗元饒について、

遷太僕卿。領本邑大中正中書通事舍人。

とある。これは中央官が郡中正を領しているものである。³³⁾

右は管見に入つた南朝の郡中正のすべてであるが、そこに州や地方軍府の要官が郡中正を兼ねるといふことがあつたにしても、さきに見たところを想起すると、それが制度上郡中正の刺史、太守の属佐化を意味しないのは明かである。その機能面においても（刺史が州大中正を例外的に左右してその意に従わせた場合を除くと）刺史が郡中正を左右してその意に従わせることは少なかつたであらう。郡太守が単独で郡中正を左右しその意に従わせるといつたことは殆んど考えられない。³⁴⁾

ちなみに、梁書卷六敬帝紀太平二年正月壬寅の条に、

是日、又詔、諸州各置中正、依旧訪举。不得辄承单状序官。皆须中正押上、然後量授。详依品制、务使精美。其荆雍青兖、雖暫為隔闕、衣寇多寓淮海、猶宜不廢司存。会計罷州、尚為大郡。人士殷曠。可別置邑居。³⁵⁾至如分割郡县、新号州牧、竝係本邑、不劳兼置。其选中正、每求耆德該悉、以他官領之。

とある。「单状」の状は自己の経歴書のことであらう。「訪举」は文字通り訪い挙げるという意味である。南齊書^{卷五十四}沈麟士伝に、

宋元嘉末、文帝令尚書僕射何尚之抄撰五经、訪举学士。県以麟士応選。

とある際の「訪举」も同様である。太平二年は梁陳の交代が行われた年である。従つて右の詔は当時国政を握つていた陳霸先（のちの陳の武帝）の意に出たものであるとすべきである。これは梁の武帝末年の侯景の叛乱、王僧弁と陳霸先との争鬪などによつて中正制度が中絶していたのを、小康をえたため復活すべきを命じたものである。³⁶⁾——の部分は特定の地域の中正について述べたものである。そのなかの「至如分割郡县、不劳兼置」の部分は、記述に誤りがなくすれば、郡県を分割して新たに州を設けたときは、その新州の中正は郡中正を以てこれにあてる、といつた意味となる。しかしこれは詔

の州ごとに州大中正をおくという本旨と相反する。蓋し「竝係本邑」はもともと「竝勿係本邑」といつたものであつたであろう。なお、陳書卷三文帝紀天嘉三年六月の条に、

以會稽東陽臨海永嘉新安新寧晉安建安八郡、置東揚州。

とある。虞荔、孔奐らはこの東揚州の州大中正である。また、陳書卷四廢帝紀光大二年四月の条に、

丁亥、割東揚州晉安郡為豐州。

とあるが、孔奐はこの豐州の州大中正である。こうした事實は、(右の詔の本旨が陳に引継がれているとする限りにおいて、)新設州に州大中正(だけ)が置かれたとする見解をさささえるであらう。

こうしたことと、特例的に大郡たる會稽に郡中正を置いたことをあわせ考えると、復活した中正制度において、一般に郡に中正のなかつたことが予想されるが、州大中正が郡中正の機能を吸収しつつあつたことを考えると、そうしたことが具現しても別に不思議はなからう。

註

(1) とくに宮崎市定氏、「九品官人法の研究」、宮川尚志氏、「中正制度の研究」(「六朝史研究政治・社会篇」所収)、矢野主税氏の諸研究などは重要である。

(2) ちなみに、ここに上第が存在することは、當時下第が存在したことを示唆するが、そうした区別は恐らくのちの(州大中正の制下の)上品、下品といった区別の一源流をなすものであらう。しかしそれは上品、下品の区別ほどの重要性をもつていないようである。

(3) 今日考えられる限りでは、郷品の制の外形は終始一貫していたとすべきである。

(4) この記事については、拙稿、「清議と郷論」(未発表)

州大中正の制に関する諸問題(越智)

参照。また、註(6)参照

(5) 拙稿、「九品官人法の制定について」(東洋学報第四)十六卷第二号)参照。(ただし、同稿の郷品の制出現に関する私見は本稿のように改める。)

(6) ちなみに、魏志卷二十一傳載伝に、司空陳羣辟為掾。時散騎常侍劉劭作考課法。事下三府。羣難劭曰、方今九州之民、爰及京城、未有六郷之等。其選才之職、專任吏部。案品狀、則実才未必当。任簿伐、則德行未為鉞。如此、則殿最之課、未尽人才。述綜王度、敷贊國式、体深義広。難得而詳也。

とある。これは州大中正の制出現以前のことである。ここに「品狀」の語が見えるが、蓋しこれは九品の制の

状といった意味であろう。晋書孫楚伝の品状は州大中正の制出現以後のものであるが、右の品状と同様九品の制の状を意味するわけである。（州大中正の制出現以後の品状の語には郷品と状とを指す場合もある。）

- (7) 前掲、「九品官人法の研究」参照。
- (8) 拙稿、「魏晋時代における州大中正の制」(東洋史学 第二十六輯)及び「魏晋南朝における最下級官僚層について」(未発表)参照。
- (9) 州大中正の制の出現については、前掲、「魏晋時代における州大中正の制」及び「清議と郷論」参照。
- (10) 拙稿、「南朝州鎮の財政について」(東洋史学 第二十四輯)参照。
- (11) これらについては、稿を新たにして論ずる。
- (12) ・(13)、拙著、「魏晋南朝の政治と社会」参照。
- (14) 後世の散官にあたるものの存在については、稿を新たにして論ずる。
- (15) 前掲、「魏晋南朝の政治と社会」参照。
- (16) 郵については、拙稿、「宋齊時代の郵」(東洋史研究第一二二三巻第一号)参照。
- (17) 前掲、「九品官人法の研究」参照。
- (18) こうした官については稿を新たにして論ずる。
- (19) 前掲、「魏晋南朝の政治と社会」参照。
- (20) 前掲、「九品官人法の研究」参照。
- (21) 浜口重国氏、「所謂、隋の郷官廢止について」(加藤博土還曆記念東洋史集説)参照。
- (22) 中正のもつ機能の發揮と家格との関係については、前掲、「魏晋時代における州大中正の制」及び「清議と郷論」参照。
- (23) 前掲、「魏晋時代における州大中正の制」及び「清議と郷論」参照。
- (24) 譙王承が湘州刺史となつたころ、州大中正はいまだ州郡官の人事権を掌つていなかつたかも知れない。もしそうであつても、そのことは別に本文の論旨を否定することにはならないであろう。
- (25) 五官掾は一応論外とする。
- (26) 前掲、「清議と郷論」参照。
- (26) 太僕卿は当時常置のものではないが、その職掌上中央にあるべきであつた。
- (27) 拙稿、「領軍將軍と護軍將軍」(東洋学報第四十四巻第一号)参照。
- (28) 南朝において中央官が一般的な地方官を兼ねることがないわけではない。その兼官にはいくつかの問題が含まれている。筆者も別稿でそれを論ずる予定であるが、いまとりあげている「兼領」はそれらと性格を異にする。
- (29) 前掲、「九品官人法の制定について」参照。
- (30) この理解は、魏志常林伝の二つの注に見える中正任用の「手続き」が、魏建国時以後にもちこされたとしてのことである。
- (31) 前掲、「魏晋時代の州大中正の制」参照。
- (32) 虞愿は会稽の人である。齊時代会稽は揚州に属する

が、その郡数は五ではない。従つてこの五郡中正は州
大中正のことではなからう。

(33) 中正就任者については、前掲、「中正制度の研究」参照。

なお、同一人の中正就任が兩王朝にまたがるものは、

原則として前王朝の方のみを記した。

また、中正に関し「又領」とある官職のうち、必ず

しも論旨に必要のないものは省略した。

(34) ただし、郡中正が郡太守と私的なれあいをし、それ
に基いて職務を十分に遂行しなかつた場合のあること
は、十分想像される。

(35) 前掲、「九品官人法の研究」参照。

(36) 当時の揚州には会稽郡以外にいくつもの郡がある。蓋
し会稽以外の郡に郡中正は置かれなかつたのである
う。

Problems of the “Chou-ta-chung-cheng”
(州大中正) System.

Shigeaki Ochi

I have tried to argue the followings:

- (1) The “hsiang-pin” (鄉品) system did not emerge at the same time as the “chiupin” (九品) or “chiu-pin-kuan-jen” (九品官人) system, but was established as a part of the “chou-ta-chung-chêng” system.
- (2) The fixation of the family-ranks was promoted by the administration of the “chou-ta-chung-cheng”, but a portion of common people succeeded to rise politically and socially. Their entry into the officialdom was made possible by the following three processes:
 - (a) To become “pin-kuan” (品官) by rendering, or under the pretense of rendering, distinguished military services.
 - (b) To become “pin-kuan”, being appointed by the decision of the “Li-bu” (吏部).
 - (c) To become “chih-li” (敕吏)
- (3) In the Southern Dynasties, the “chou-ta-chung-chêng” had the personal administration power over “chou-kuan” (州官) and “chün-kuan” (郡官), save over “cha-chü” (察舉) system, virtually at his command. However, it was in the name of the governor of “chou” and “chün.” By the way, “chou-ta-chung-chêng” were selected from among the illustrious families within the “chou”. This suggests that the governor or “chou” or “chün” could not disregard the will of the illustrious families within his appointed area.